平成２６年（フ）第６２号
栃木県宇都宮市清原台５丁目28番10号　コーポセゾン203、前住所栃木県宇都宮市峰３丁目31番39号　コーポまどか306号室
債務者　五月女貴裕
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７１号
栃木県宇都宮市簗瀬町1876番地　県営簗瀬住宅２号棟24号室
債務者　中田　令子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７６号
栃木県河内郡上三川町大字石田1462番地９
債務者　石川　　功
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５５号
岡山市南区妹尾604番地
債務者　笹原実こと　ＳＡＳＳＡＨＡＲＡ　ＣＥＺＡＲ　ＭＩＮＯＲＵ
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第１１０号
千葉県茂原市緑町15番地３　雇用促進住宅１棟209号室
破産者　滝口　正男
1　主文　当裁判所が平成26年１月23日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「千葉県いすみ市釈迦谷271番地１」とあるのを「千葉県茂原市緑町15番地３　雇用促進住宅１棟209号室」と更正する。
2　決定年月日　平成26年３月４日
千葉地方裁判所一宮支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第９６号
茨城県土浦市中村南３丁目９番32号
破産者　被相続人亡森勝郎相続財産
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要領　破産法218条第１項の申立てを相当と認める。
水戸地方裁判所土浦支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第３１号
兵庫県豊岡市上佐野199番地
破産者　被相続人亡髙木喜由相続財産
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第７４５号
札幌市中央区南24条西14丁目２番28―101号
破産者　堤土建株式会社
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４９１０号
東京都豊島区上池袋４丁目11―18―503
破産者　塚本　幸子
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６号
静岡市駿河区南安倍３丁目21番17号
破産者　株式会社Ｂ３テクニカル
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２６５号
名古屋市守山区脇田町1002番地
破産者　有限会社近藤金型製作所
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９０４号
愛知県北名古屋市鍛治ケ一色襟49番地
破産者　有限会社スペ―ステック
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４３号
香川県さぬき市寒川町石田東甲1878番地２
破産者　株式会社木村組
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１６号
愛媛県松山市安城寺町451番地12
破産者　株式会社ピアチェーレ
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４００号
神奈川県秦野市鶴巻北２丁目23番２号　ヒルトップハイム103号
破産者　寺本　恭二
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８５８号
名古屋市南区呼続１―19―17、開始決定時の住所愛知県春日井市旭町３丁目２番地４
破産者　小木曽美佳子
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０７０号
名古屋市南区豊４丁目18番69号　南豊東住宅３棟504号、開始決定時の住所名古屋市南区汐田町３番18号
破産者　佐藤　正男
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部